

未来を築くまちづくり

1. 市民生活を豊かにする道路整備の推進

- (1) 幹線道路整備計画については、優先度評価に基づいて、国県道も含めて計画し、従来の計画も見直しを行うこと。また、市民に対しても広報を行うこと。
- (2) 国道57号東バイパスは道路渋滞解消に向け立体交差を推進すること。
- (3) 下江津の東部浄化センターから八幡町の旧 NEC 九州日本電気を結ぶ南回りバイパス(仮称)を新設すること。
- (4) 整備が遅れている北熊本スマートインターチェンジの計画・実行については、その計画内容や必要性等について、地権者等への丁寧な説明に努め、関係機関と連携し早期実現を図ること。
- (5) 障がい者や高齢者が自由に地域社会で活動できるように、バリアフリー新法に基づき、まちづくり計画を策定し実行すること。特に、電停のバリアフリー化に対しては、早期実現に向け積極的に取り組むこと。また、まちづくり計画を策定するにあたっては、障がい当事者を配置し連携強化に努めること。

2. 住宅政策の充実

- (1) 市営住宅の現入居者及び入居申込者の資格審査を厳格に行い、入居者の公平性を確保するとともに、建替えの際には、高齢者・障がい者・若年者世帯を配慮したものとする。また既存の市営住宅の少子高齢化対策として、若年層世帯の入居促進策を講じること。
- (2) 少子高齢・人口減少社会に対応するために、本年度に策定された住生活基本計画に基づき、定住促進策や空き家対策等のもとより、バリアフリーを基本とした街中への「住み替え住宅、借り上げ市営住宅」など住宅政策を大幅に見直し、車がなくても暮らしやすさを実感できる拠点性のある住宅政策を推進すること。
- (3) 市営住宅の空き室については、入居希望者が早く入れるよう、退去後速やかに整備すること。また、特別優良賃貸住宅については、入居や管理状況等を的確に把握し、制度運用が適正に行われているのかの検証と問題施設への対応を早急に行うこと。

3. 河川・排水路の整備推進、水害対策の推進

- (1) 河川や排水路の整備は進められているが、依然として冠水する地域の解消に繋がっていない地域もあり、現状と将来の見通しを示し、住民に説明すること。
- (2) 都市型水害など、局地的な水害対策を行うためには、引き続き治水問題のスペシャリストを育成するとともに、災害時にはノウハウをもった職員が、すぐに対応できるよう体制を整えること。
- (3) 茨城県鬼怒川の堤防決壊に学び、白川の堤防強化、河床掘削など河川改修を重点的進めるよう国に要請すること。また本市上流にあたる菊陽・大津地区に河川整備計画を策定するよう国に求めること。

4. 鉄道・公共交通の体制強化

- (1) 熊本都市圏における鉄道軌道ネットワーク（鉄道環状線及び空港線、市電の延伸と LRT 化）の構築を図ること。特に、市電の延伸については、調査に基づいて、その具体化に向けて取り組むこと。
- (2) 公共交通機関（JR、市電、電鉄、路線バス、タクシー）の役割分担を明確にし、総合交通体系の確立を図るとともに公共交通の充実と利用を更に推進すること。
- (3) サブバスターミナル（熊本駅、新水前寺駅、健軍終点等）の早期建設と適正配置で交通センター一極集中の解消のための事業を更に推進すること。
- (4) 交通不便地・空白地対策やコミュニティバスの運行やデマンドバス・タクシー等の整備については、超高齢社会を見据え、各地域の実情に応じた具体的な計画を策定すること。
- (5) JR 豊肥線・鹿児島本線の高架化・複線化を積極的に推進すること。